

証券コード 2590
平成29年3月24日

株 主 各 位

大阪市北区中之島二丁目2番7号
ダイドーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 松 富 也

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年4月13日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

2頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月14日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2階 鳳凰の間

（ 末尾の「株主総会会場ご案内図」及び同封の「会場ご案内図」を
ご参照ください。 ）

3. 目的事項 報告事項

1. 第42期（平成28年1月21日から平成29年1月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（平成28年1月21日から平成29年1月20日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dydo-ghd.co.jp/>）に掲載させていただきます。  
~~~~~

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <http://www.web54.net/>

2. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、株主総会前日の平成29年4月13日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

(4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

なお、パスワードのご照会にはご回答できませんのでご了承ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. お問い合わせ先

(1) 議決権行使でのパソコン・携帯電話等の操作方法について

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

電話0120-652-031（受付時間9：00～21：00）

(2) その他のご照会について

ア.証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ.証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター

電話0120-782-031（受付時間9：00～17：00 土日休日を除く）

5. 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月21日から
平成29年1月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、一部に改善の遅れもみられるものの、緩やかな回復基調が続いております。個人消費は、総じてみれば底堅い動きとなっており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、今後の動向は依然として不透明な状況が続いております。

飲料業界におきましては、今後さらに進展する少子高齢化の影響により、日本国内の飲料市場は大きな成長が見込めない状況の中で、業界各社は収益性の改善に取り組む方針を掲げるなど、変化の兆しはみえつつあるものの、消費者の節約志向の高まりや流通チェーンによる販売促進活動に対する交渉力の強化、競争力の高いプライベートブランドのさらなる拡大などを背景とした販売競争・価格競争が継続しており、収益確保に向けた経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、将来にわたる持続的成長の実現とさらなる企業価値向上をめざして、新たなグループ理念・グループビジョンのもと、平成30年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進しております。経営環境の激変に対応し、コア事業である自販機ビジネスにおいて業界をリードする存在であり続け、グループ全体の競争力を高めていくためには、既存の枠組みを越えて、次代に向けたダイナミックなチャレンジを続けていくべきであると考えております。

中期経営計画の折り返し地点となる平成28年度を、中期経営目標達成に向けた最重要年度と位置付け、次代に向けた企業価値創造へのチャレンジを積極的に展開いたしました。

<次代に向けた企業価値創造へのチャレンジ>

平成28年度からの事業戦略

- 1.自販機ビジネスモデルを革新し、キャッシュ・フローの継続的拡大を図る
 - 2.「ダイドーブレンド」のブランド力をさらに高め、トップブランドをめざす
 - 3.海外事業展開を加速し、トップラインの飛躍的成長を実現する
 - 4.M&A戦略により、新たな収益の柱を確立する
-

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、国内における飲料の販売が大きく伸長したことに加えて、海外飲料事業子会社5社（トルコ共和国4社、マレーシア1社）を連結対象としたことから、1,714億1百万円（前連結会計年度比14.4%増）となりました。

利益面につきましては、I o T自販機の展開や海外におけるM&Aなど、将来の成長に向けた先行投資を積極化したことにより、営業利益38億57百万円（前連結会計年度比22.7%減）、経常利益37億41百万円（前連結会計年度比12.2%減）となりましたが、負ののれん発生益4億94百万円、関係会社出資金売却益4億33百万円などを特別利益に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は、32億69百万円（前連結会計年度比39.3%増）となりました。

セグメント別概況

〔飲料販売部門〕

当連結会計年度の飲料業界は、天候にも恵まれミネラルウォーター類をはじめとする止渴飲料やボトル缶入りコーヒー飲料の出荷が好調に推移するなど、前年を上回る堅調な販売実績となりました。

業界各社は、重点ブランドへの集中や商品・容器構成の見直しなどの収益改善策に取り組んでおりますが、収益環境は依然として厳しい状況が続いており、中長期的な企業価値向上のためには、時代の変化に対応した収益構造へと変革していくことが求められる状況となっております。

当社は、このような状況に対処すべく、平成28年度からの事業戦略に基づき、次代に向けた企業価値創造へのチャレンジをスタートさせました。

自販機ビジネスモデルの革新に向けた取り組みといたしましては、自販機使用年数の長期化などによる環境面への配慮をすすめながら、自販機1台あたりの調達コストの大幅な低減を図ることにより、固定費構造の抜本的改革にチャレンジしております。

また、自販機を新たな価値創造のプラットフォームとすべく、“お客様と自販機の新たな関わり方”を提案する新サービス「Smile STAND」の本格展開を9月より開始いたしました。

商品面では、「ダイドーブレンド」のブランド力向上に向けた取り組みとして、今後の消費のボリュームゾーンとなる若い世代の支持を獲得すべく、缶コーヒーのニュースタンダード「ダイドーブレンド うまみ ブレンド」を発売したほか、キリンビバレッジ株式会社との自販機における相互商品販売の業務提携に基づき、同社自販機での「ダイドーブレンド」シリーズ2品の販売を4月より開始し、お客様接点の拡大を図りました。

また、本格的な味わいでご好評をいただいている「世界一のバリスタ※監修」シリーズより、“飲むシーン”ごとに合わせた味わいをお届けするため、「ダイドーブレンド 微糖 世界一のバリスタ※監修～飲みごたえのひととき～」 「ダイドーブレンド 微糖 世界一のバリスタ※監修～最後まで続く芳醇な時間～」 「ダイドーブレンド BLACK 世界一のバリスタ※監修」を発売したほか、“海洋ミネラル深層水”を商品特徴とした「m i u」ブランドのラインアップ強化、四季折々の果実でほっと和む果汁ブランド「和果ごち」シリーズや、炭酸ゼリーとナタデココを“振って楽しむ”炭酸飲料「2つの食感」シリーズを投入するなど、自販機ロケーションごとの特性に応じた商品ラインアップの実現による幅広い顧客層の獲得に注力いたしました。

当連結会計年度は、「世界一のバリスタ※監修」シリーズのボトル缶入りコーヒー飲料が好調に推移したほか、株式会社ファンケルヘルスサイエンスとの共同開発による当社初の機能性表示食品「大人のカロリーミット はとむぎブレンド茶」の貢献もあり、国内における販売数量の伸長が増収に寄与しました。

また、国内においては「ダイドーブレンド」ブランドのさらなる強化に向けた広告・販促の積極投入、IoT自販機の展開、将来の自販機チャネルにかかる固定費低減や物流費の高騰抑制に向けた対応を実施したほか、海外においては、トルコ共和国4社、マレーシア1社の飲料事業会社の子会社化完了により、イスラム圏における新たな戦略拠点を確保するなど、将来の飛躍的成長に向けた事業基盤の整備に注力いたしました。

以上の結果、飲料販売部門の売上高は、1,449億2百万円（前連結会計年度比16.7%増）、セグメント利益は、27億円（前連結会計年度比27.9%減）となりました。

※ワールドバリスタチャンピオンシップ 第14代チャンピオン ピート・リカータ氏

〔飲料受託製造部門〕

飲料受託製造部門である大同薬品工業株式会社は、医薬品を中心とする数多くの健康・美容飲料等のドリンク剤の研究開発を重ね、お客様のニーズにあった製品の創造と厳格な品質管理や充実した生産体制により、安全で信頼される製品を製造しております。

近年、栄養ドリンクのコアユーザー層の高齢化や美容系ドリンクのコアユーザーである女性層のニーズの多様化などの影響を受け、ドリンク剤市場は縮小傾向にあり、市場環境は厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、大同薬品工業株式会社は、受託企業としての圧倒的なポジションを確立すべく、安全・安心な生産体制の維持強化、組織的な提案営業と独自の提案素材の開発、生産効率化・コスト競争力の強化に注力しております。

当連結会計年度は、ドリンク剤市場縮小の影響を受け、既存の栄養ドリンク製品の受注が減少しましたが、美容系ドリンクは、海外輸出向け製品の受注が好調に推移いたしました。

以上の結果、飲料受託製造部門の売上高は、85億26百万円（前連結会計年度比0.3%減）、セグメント利益は、9億44百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。

〔食品製造販売部門〕

食品製造販売部門である株式会社たらみは、フルーツゼリー市場の雄として、年次、成長を続けておりますが、今後はさらに「全社一丸となり、顧客目線で社内を変える」という言葉をスローガンとして、生産から販売に至るまでの構造改革並びに意識改革をさらに加速させながら、原価高騰が続く局面でも継続的に利益を生み出すビジネスモデルへ変革していくことを志向しております。

お客様の多面的なニーズに対応し、驚きや感動を生む製品を幅広く創り続けるという基本方針のもと、お客様満足度をあげた一層付加価値のある「お買い得感あるゼリー」をお届けすべく、フルーツのおいしさが引き立つとろけるデザートジュレ「とろける味わい」やフルーツ素材本来の濃厚な果汁感が味わえる「濃いしぼり」シリーズを発売し、コンビニエンスストア市場に加えて量販市場へのさらなる浸透を図りました。

当連結会計年度は、新商品導入効果や新規取引の獲得等により増収となる一方で、全社的に収益構造の改革に取り組んでおりますが、原価高騰が収益面を圧迫しました。

以上の結果、食品製造販売部門の売上高は179億72百万円（前連結会計年度比5.0%増）、セグメント利益は、2億12百万円（前連結会計年度比18.4%減）となりました。

部門別売上高

(単位：百万円)

区 分		前連結会計年度 (平成28年1月期)		当連結会計年度 (平成29年1月期)	
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
コ ー ヒ ー 飲 料	茶 系 飲 料	70,455	47.0%	72,103	42.1%
	炭 酸 飲 料	15,639	10.4	17,486	10.2
	ミ ネ ラ ル ウ ォ ー タ ー 類	11,921	8.0	12,155	7.1
	果 汁 飲 料	6,854	4.6	6,997	4.1
	ス ポ ー ツ ド リ ン ク 類	6,484	4.3	6,560	3.8
	ド リ ン ク 剤	2,548	1.7	2,723	1.6
	ド リ ン ク 剤	1,681	1.1	1,627	0.9
	そ の 他 飲 料	1,681	1.1	1,627	0.9
	飲 料 販 売 部 門 (既 存 事 業)	8,605	5.8	8,788	5.1
	飲 料 販 売 部 門 (新 規 連 結 子 会 社)	124,192	82.9	128,444	74.9
飲 料 販 売 部 門 計		—	—	16,457	9.6
飲 料 受 託 製 造 部 門 計		124,192	82.9	144,902	84.5
食 品 製 造 販 売 部 門 計		8,548	5.7	8,526	5.0
合 計		17,115	11.4	17,972	10.5
合 計		149,856	100.0	171,401	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は100億37百万円であります。その主な目的は自販機の新台投入、営業拠点の整備、効率的な事業展開のための情報化投資及び飲料受託製造部門、食品製造販売部門における工場設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

自販機の新台投入に伴う資金等を銀行借入により調達しており、当連結会計年度末における借入金残高は171億30百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第39期 (平成26年1月期)	第40期 (平成27年1月期)	第41期 (平成28年1月期)	第42期 (当連結会計年度) (平成29年1月期)
売上高	154,828	149,526	149,856	171,401
経常利益	5,962	4,470	4,262	3,741
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,712	2,322	2,347	3,269
1株当たり当期純利益	224円08銭	140円16銭	141円68銭	197円34銭
総資産	146,479	147,894	163,697	163,870
純資産	82,554	84,734	85,181	85,693
1株当たり純資産額	4,872円53銭	4,999円88銭	5,022円16銭	5,075円31銭

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイドービバレッジサービス株式会社	50百万円	100.0%	清涼飲料等の販売業務受託
ダイドービジネスサービス株式会社	50百万円	100.0	営業事務、経理、給与計算等の 管理業務受託
大 同 薬 品 工 業 株 式 会 社	55百万円	100.0	ドリンク剤等の製造販売
株 式 会 社 た ら み	310百万円	100.0	フルーツデザートゼリー等の 製造販売
株式会社ダイドービバレッジ静岡	50百万円	100.0	清涼飲料等の販売
ダイドーウエストベンディング株式会社	70百万円	100.0	清涼飲料等の販売
株式会社ダイードリンコサービス関東	46百万円	50.0	清涼飲料等の販売
株 式 会 社 旬 の 季	3百万円	100.0 (100.0)	フルーツデザートゼリー等の 販売
ダイードリンコ分割準備株式会社	260百万円	100.0	－
上 海 大 徳 多 林 克 商 貿 有 限 公 司	842百万円	100.0	清涼飲料等の販売
D y D o D R I N C O R U S , L L C	3万円	100.0	清涼飲料等の販売
DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.	19,300千リギット	51.0	清涼飲料等の販売
Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	621百万リ	90.0	清涼飲料等の製造
Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	37百万リ	90.0	清涼飲料等の製造
İlk Mevsim Meyve Suları P a z a r l a m a A . Ş .	68百万リ	90.0	清涼飲料等の製造
D y D o D R I N C O T U R K E Y İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.	10百万リ	90.0 (90.0)	清涼飲料等の販売

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 株式会社たらみは、平成28年12月31日付で資本金を2,228百万円から310百万円に減資いたしました。
3. 平成28年11月21日付で株式会社ダイドービバレッジ静岡の発行する全ての株式を追加取得いたしました。
4. 平成28年3月1日付でダイドーウエストベンディング株式会社を設立し、同社を子会社といたしました。
5. 平成28年2月24日付でダイードリンコ分割準備株式会社を設立いたしました。同社は、平成29年1月21日付でダイードリンコ株式会社に商号を変更しております。

6. DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.は、平成28年12月22日付で資本金を1,000千リンギットから19,300千リンギットへ増資いたしました。
7. 平成28年2月3日付でDella Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.、İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.の株式を取得し、同3社及びDella Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.の子会社であるDyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.を子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たなグループ理念・グループビジョンのもと、平成30年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進し、「既存事業成長へのチャレンジ」「商品力強化へのチャレンジ」「海外展開へのチャレンジ」「新たな事業基盤確立へのチャレンジ」の4つのテーマに取り組んでおります。

飲料業界を取り巻く収益環境は、依然として厳しい状況が続いており、中長期的な企業価値向上のためには、時代の変化に対応した収益構造へと変革していくことが求められる状況となっております。

今後につきましては、持株会社体制への移行を将来の飛躍的成長への第一歩と位置付け、次代に向けた企業価値創造へのチャレンジを続けてまいります。

① 既存事業成長へのチャレンジ

当社は、全国広範囲にわたり保有する約28万台の自販機を主要販路として、収益性の高いコーヒー飲料を主力商品とする独自のビジネスモデルにより、安定的なキャッシュ・フローを維持してまいりました。

しかしながら、近年は自販機市場全体の総台数がほぼ横ばいで推移する一方で、コンビニエンスストアの店舗数は増加が続いていることや、自販機における低価格販売も依然として散見されることなど、自販機ビジネスを取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況に対応し、今後とも、キャッシュ・フローの継続的拡大を図るためには、既存の枠組みを越えて自販機ビジネスモデルを革新し、社会のインフラとして、新たな価値を創造していくことが求められております。

今後につきましては、自販機使用年数の長期化などによる環境面への配慮をすすめながら自販機チャネルにかかる固定費構造の抜本的改革へチャレンジするとともに、“お客様と自販機の新たな関わり方”を創造すべく「攻めのIoT投資」を実行し、自販機を活用したプラットフォームビジネスへチャレンジすることにより、当社グループの大きな資産である自販機価値の最大化を図ってまいります。

② 商品力強化へのチャレンジ

缶コーヒーユーザーが求める「豊かで複雑な味わい」を追求するために厳選したコーヒー豆とこだわりのブレンド技術を駆使して開発した「ダイドーブレンド」は、あくまでコーヒー本来の味わいを追求し、「無香料の缶コーヒー」であることにこだわり続けております。「ダイドーブレンド」のブランド価値と長年にわたるお客様からの支持が当社の安定的なキャッシュ・フローの源泉となっております。

しかしながら、近年はコンビニエンスストアにおけるカウンターコーヒーの普及や競争力の高いプライベートブランドなどの新たな競合が出現しており、コーヒー全体の消費量は増加傾向にあるものの、飲用シーンの多様化が進行しております。また、業界各社からは、容器や中身の刷新をはじめとした、新たな付加価値を備えた多様な商品が相次いで発売されております。

このような市場環境の変化に対応していくためには、従来の枠組みを越えたイノベティブな新商品の開発や自販機ロケーションごとの特性に応じた商品ラインアップの実現により、お客様にとって魅力ある商品・自販機を提供し、幅広い顧客層を獲得していくことが、さらに重要な課題となっております。

今後につきましては、「ダイドーブレンド」ブランドのさらなる強化を図るとともに、将来の缶コーヒー消費のボリュームゾーンとなる若年層の支持を獲得できる商品や特定保健食品・機能性表示食品などの健康志向に対応した付加価値の高いイノベーション商品の開発にもチャレンジしてまいります。

③ 海外展開へのチャレンジ

当社グループは、海外における本格的な事業展開を図ることを中期的な成長戦略に掲げ、平成27年12月に、マレーシアのMamee Double Decker (M) Sdn.Bhd.の飲料事業部門への資本参加に伴う株式取得を完了したほか、平成28年2月にはトルコ共和国のYildiz Holding A.Ş.の飲料事業会社の株式取得を完了し、イスラム圏における新たな戦略拠点を獲得いたしました。また、ロシア・モスクワ市における自販機設置を引き続き推進し、当社の強みである「自販機ビジネスモデル」の横展開を図ることにより、新たなビジネスチャンスの創出にチャレンジしております。

しかしながら、海外における事業展開には、各国の法令・制度、政治・経済・社会情勢、文化・宗教・商習慣の違いや為替レートの変動等をはじめとした様々なリスクが存在します。

今後につきましては、海外飲料事業の重要性の高まりに対応すべく、持株会社が海外飲料子会社を直接統括する体制とし、経営管理体制・リスク管理体制の整備につとめるとともに、国内飲料事業とのシナジーを発揮させることにより、C I S 圏、イスラム圏、中華圏を中心とした海外展開を加速し、トップラインの飛躍的成長にチャレンジしてまいります。

④ 新たな事業基盤確立へのチャレンジ

当社はこれまで、全国広範囲にわたり保有する約28万台の自販機網を主要販路とした独自のビジネスモデルによる安定したキャッシュ・フローにより、強固な財務基盤を構築してまいりました。

しかしながら、近年、飲料業界の市場環境は大きく変化し、今後さらに進展する少子高齢化の影響により、日本国内の飲料市場は大きな成長を見込めない状況となっております。

こうした事業環境の大きな変化に対応し、グループとしての持続的な利益成長・資本効率向上を実現していくためには、既存事業によるキャッシュ・フローの継続的拡大へのチャレンジに加えて、これまで積み上げてきた内部留保を有効活用し、ヘルスケア領域などの収益性・成長性の高い新たな事業領域を獲得していくことも重要な課題となっております。

今後につきましては、持株会社にM&A戦略に機動的に対応できる組織体制を整備し、グループ理念の方向性や新規顧客層の獲得を意識した新たな事業領域への参入可能性をさらに調査・検討し、積極的にチャレンジしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年1月20日現在）

当社グループは、ダイドードリンコ株式会社（当社）、連結子会社16社、持分法適用関連会社5社、非連結持分法非適用子会社1社より構成され、飲料の販売及び受託製造、フルーツデザートゼリーの製造販売を主要な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年1月20日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	大阪市北区中之島二丁目2番7号
東	京	東京都港区芝浦四丁目2番8号
販 売 拠 点		東北第一営業部（仙台市宮城野区）
		東北第二営業部（青森県青森市）
		首都圏第一営業部（横浜市港南区）
		首都圏第二営業部（さいたま市北区）
		東京営業部（東京都新宿区）
		中部第一営業部（山梨県笛吹市）
		中部第二営業部（静岡県榛原郡吉田町）
		中京第一営業部（名古屋市東区）
		中京第二営業部（三重県津市）
		西日本第一営業部（大阪市鶴見区）
		西日本第二営業部（福岡市東区）
		直轄営業部（大阪市北区）
販売拠点 計 12営業部		

② 子会社の主要な営業所及び工場

ダイドービバレッジサービス株式会社	本社	大阪市北区
	販売拠点	86営業所
ダイドービジネスサービス株式会社	本社	大阪市北区
	事務・業務センター	大阪市阿倍野区
	技術センター	静岡県榛原郡
大同薬品工業株式会社	本社・工場	奈良県葛城市
	東京事務所	東京都中央区
	大阪事務所	大阪市中央区
株式会社 たらみ	本社	長崎県長崎市
	工場	長崎県諫早市
	販売拠点	4 営業部
株式会社ダイドービバレッジ静岡	本社	静岡県袋井市
	販売拠点	4 営業所
ダイドーウエストベンディング株式会社	本社	鳥取県米子市
	販売拠点	4 営業所
株式会社ダイドードリンコサービス関東	本社	栃木県下都賀郡
	販売拠点	8 営業所
株式会社 旬の季	本社	長崎県諫早市
ダイドードリンコ分割準備株式会社	本社	大阪市北区
上海大徳多林克商貿有限公司	本社	中国上海市
D y D o D R I N C O R U S , L L C	本社	ロシアモスクワ市
DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.	本社	マレーシアジョホールバル市

Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	本社	トルコイスタンブール市
	工場	3箇所
Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	本社	トルコイスタンブール市
	工場	トルコカラビュック市
İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	本社	トルコイスタンブール市
	工場	トルコサカリヤ市
DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.	本社・販売拠点	トルコイスタンブール市

(注) 平成29年1月21日付で、ダイドードリンコ分割準備株式会社はダイドードリンコ株式会社に商号を変更しております。

(7) 使用人の状況 (平成29年1月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲料販売部門	3,221名	710名増
飲料受託製造部門	190名	7名増
食品製造販売部門	191名	2名減
合計	3,602名	715名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー417名は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて715名増加しておりますが、その主な理由は、平成28年2月3日付で株式を取得したトルコ共和国の飲料事業会社を新たに連結子会社としたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
723名	39名増	43.6歳	19.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー2名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年 1 月20日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社りそな銀行 他（シンジケートローン）	13,519百万円
株式会社みずほ銀行	1,283百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行（省エネ対策支援ローン）	1,000百万円
株式会社りそな銀行（省エネ対策支援ローン）	600百万円
農林中央金庫	600百万円

（注） 1. シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものです。

2. 省エネ対策支援ローンは、経済産業省が運営する「エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金事業」を活用した借入金であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年 2 月26日、ダイドードリンコ分割準備株式会社(平成29年 1 月21日付でダイドードリンコ株式会社に商号変更)に清涼飲料の製造・販売事業に関して有する権利義務を承継させるため、平成29年 1 月21日を効力発生日とする吸収分割契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年1月20日現在）

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 16,568,500株（自己株式950株を含む） |
| (3) 株主数 | 25,088名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ハ イ ウ ッ ド 株 式 会 社	2,470千株	14.91%
有 限 会 社 サ ン ト ミ	2,011千株	12.14%
タ イ タ コ ー ポ レ イ シ ョ ン 株 式 会 社	738千株	4.45%
高 松 富 博	495千株	2.98%
高 松 富 也	495千株	2.98%
高 松 章	494千株	2.98%
高 松 多 聞	480千株	2.90%
有 限 会 社 高 松	461千株	2.78%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	442千株	2.66%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	303千株	1.83%

（注）持株比率は自己株式（950株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（平成29年1月20日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年 1月20日現在)

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 松 富 也	
取 締 役 会 長	高 松 富 博	特定非営利活動法人日本の祭りネットワ ーク理事長
常 務 取 締 役	安 達 健 治	事業改革推進、渉外担当、ダイドービジ ネスサービス(株)代表取締役社長
常 務 取 締 役	中 川 誠	営業統括本部長
取 締 役	森 真 二	(株)大阪ソーダ 社外監査役 大阪信用保証協会 監事
取 締 役	井 上 正 隆	
常 勤 監 査 役	長 谷 川 和 義	
監 査 役	吉 田 太 三	
監 査 役	松 本 博	
監 査 役	加 藤 幸 江	(株)山善 社外取締役 (株)日阪製作所 社外取締役

- (注) 1. 平成28年4月15日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役高松 勇氏、取締役江崎悦朗氏が退任いたしました。
2. 平成28年4月15日開催の第41回定時株主総会において、取締役に新たに井上正隆氏が選任され、就任いたしました。
3. 取締役森 真二氏及び井上正隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役吉田太三氏、松本 博氏及び加藤幸江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役吉田太三氏及び松本 博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役加藤幸江氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	8名 (3名)	191百万円 (12百万円)
監 （うち社外監査役）	4名 (3名)	24百万円 (10百万円)
合 （うち社外役員計）	12名 (6名)	216百万円 (23百万円)

- (注) 1. 上記には、平成28年4月15日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成3年4月18日開催の第16回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年4月18日開催の第32回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与19,100千円（取締役3名に対し18,600千円、監査役1名に対し500千円）が含まれております。
6. 当社は、平成26年4月16日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
7. 当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は、3百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役森 真二氏は、株式会社大阪ソーダの社外監査役及び大阪信用保証協会の監事を兼職しております。当社とこれらの兼職先とは特別の関係はありません。

監査役加藤幸江氏は、株式会社山善の社外取締役及び株式会社日阪製作所の社外取締役を兼職しております。当社とこれらの兼職先とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 森 真 二	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 井 上 正 隆	平成28年4月15日就任後に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に食品業界における豊富な知識と経験に基づく発言を行っております。
監査役 吉 田 太 三	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 松 本 博	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 加 藤 幸 江	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.及びİlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である組織再編支援業務等についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当企業グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図ります。
 - ロ. 当企業グループは、その規模及び特性に応じて、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。
 - ハ. 当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドー・コンプラホットラインを設置します。
 - ニ. 当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規定の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらを必要なときに閲覧できるものとします。

- ③ 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的を開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。
 - ロ. 当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。
- ④ 当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
- イ. 業務分掌及び職務権限の明確化
 - ロ. 定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告
 - ハ. 取締役を構成員とする経営会議の設置
 - ニ. 連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施
- ⑤ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役を補助する必要な能力と知識を備えた専属の使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。
 - ロ. 監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとします。
 - ハ. 当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとします。
- ロ. 上記イ. に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとします。
- ハ. 内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。
- 二. 監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当企業グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図るなど、その他必要な体制の整備を推進しております。

また、内部通報制度ダイドー・コンプラホットラインを設置し、当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できる体制を構築しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクの評価・分析に関する体制や手続きを定めた、リスク管理基本規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、常設委員会として定期開催（年2回）を行っております。当事業年度においては、グループガバナンス、情報セキュリティ、環境・社会・ガバナンス（E S G）への対応等、リスク管理体制を強化いたしました。

また、当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合に備え、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備しており、当事業年度は、関係者を対象にトレーニングを実施いたしました。

③ 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。定例取締役会を月1回開催するほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布や社外役員への事前説明の実施（必要な場合）などにより、重要案件の審議に必要な時間を十分確保するよう努めております。

また、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を定期的に行い、重要な事項についての審議を行い、代表取締役社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。

④ 当企業グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

関係会社管理の主管部署は、当社の経営戦略部であり、その他の部署が業務分掌規程に従い、各関係会社の業務運営上の企画立案、管理、指導、統制を所管し、これを支援しております。

関係会社管理規程において、当社の承認を要する事項及び当社に報告を要する事項を定め、綿密な連携のもとに機動的運営の統制を図っております。

⑤ 監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

監査役は、全員が取締役会に出席し、常勤監査役は、経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席して当企業グループの重要な情報について適時報告を受けております。

また、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社のお客様、従業員、お取引先様、地域社会、株主の皆様など、当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値ひいては株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの間の関係を損ねるおそれをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与えるおそれをもたらす行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画を軸とする企業価値向上への取組み

企業価値の向上をめざして、新たな企業理念及びビジョンを制定し、中期経営計画「Challenge the Next Stage」をスタートしております。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、持続的成長の実現に向けたチャレンジを続けてまいります。

ロ. コーポレートガバナンスの継続的改善に向けた取組み

当社グループのコア事業である国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様の日常生活に密着した製品を取り扱っており、部門売上高の約85%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、全国に約28万台を保有する自動販売機は当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスの継続的な改善に取り組んでおります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成20年1月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年4月14日開催の第36回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続（以下「現プラン」といいます。）しております。

現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、その在り方について検討してまいりましたが、平成26年3月3日開催の取締役会において、現プランを継続することを決定し、平成26年4月16日開催の第39回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

その概要は以下のとおりです。

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、平成29年4月14日開催予定の第42回定時株主総会の終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、本プランを継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。その内容につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類67頁から87頁をご参照ください。

- ④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、以下の諸点より、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

本プランは、イ.経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足していること
ロ.株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
ハ.株主の意思を反映するものであること
ニ.独立性の高い社外者の判断を尊重するものであること
ホ.発動のための合理的な客観的要件を設定していること
ヘ.デッドハンド型買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成29年1月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	91,578	流 動 負 債	44,508
現 金 及 び 預 金	48,113	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	19,908
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	17,955	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	6,935
有 価 証 券	12,100	リ ー ス 債 務	1,477
商 品 及 び 製 品	5,621	未 払 金	11,158
仕 掛 品	17	未 払 法 人 税 等	776
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,830	未 払 費 用	1,947
前 払 費 用	692	賞 与 引 当 金	1,112
未 収 入 金	2,812	繰 延 税 金 負 債	21
繰 延 税 金 資 産	701	そ の 他	1,170
そ の 他	770	固 定 負 債	33,668
貸 倒 引 当 金	△36	社 債	15,000
固 定 資 産	72,292	長 期 未 払 金	110
(有 形 固 定 資 産)	(36,236)	長 期 借 入 金	10,193
建 物 及 び 構 築 物	5,898	リ ー ス 債 務	1,642
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,494	長 期 預 り 保 証 金	2,489
工 具 、 器 具 及 び 備 品	19,059	退 職 給 付 に 係 る 負 債	402
土 地	4,381	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	178
リ ー ス 資 産	3,128	資 産 除 去 債 務	158
建 設 仮 勘 定	273	繰 延 税 金 負 債	3,494
(無 形 固 定 資 産)	(14,602)	負 債 合 計	78,176
の れ ん	7,188	純 資 産 の 部	
そ の 他	7,413	株 主 資 本	83,840
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(21,454)	資 本 金	1,924
投 資 有 価 証 券	15,440	資 本 剰 余 金	1,084
長 期 前 払 費 用	525	利 益 剰 余 金	80,835
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,098	自 己 株 式	△4
敷 金 及 び 保 証 金	1,998	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	241
繰 延 税 金 資 産	339	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,292
そ の 他	1,069	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	228
貸 倒 引 当 金	△18	為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,420
資 産 合 計	163,870	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	140
		非 支 配 株 主 持 分	1,611
		純 資 産 合 計	85,693
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	163,870

連結損益計算書

(平成28年1月21日から
平成29年1月20日まで)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目		金 額	
売上高			171,401
売上原価			81,947
売上総利益			89,454
販売費及び一般管理費			85,596
営業利益			3,857
営業外収益			
受取利息及び配当金	199		
有価証券利息	47		
持分法による投資利益	131		
受取割戻金	35		
その他の	437		851
営業外費用			
支払利息	457		
為替差損	172		
その他の	337		967
経常利益			3,741
特別利益			
投資有価証券売却益	132		
関係会社出資金売却益	433		
負ののれん発生益	494		1,060
特別損失			
減損損失	17		17
税金等調整前当期純利益			4,784
法人税、住民税及び事業税	1,419		
法人税等調整額	213		1,633
当期純利益			3,151
非支配株主に帰属する当期純損失			117
親会社株主に帰属する当期純利益			3,269

連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月21日から
平成29年1月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,924	1,464	79,076	△4	82,460
会計方針の変更による 累積的影響額			△345		△345
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,924	1,464	78,731	△4	82,115
当期変動額					
剰余金の配当			△994		△994
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,269		3,269
持分法適用範囲の変更			△170		△170
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△379			△379
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△379	2,104	－	1,724
当期末残高	1,924	1,084	80,835	△4	83,840

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	924	△455	383	△112	740	1,979	85,181
会計方針の変更による 累積的影響額							△345
会計方針の変更を反映し た当期首残高	924	△455	383	△112	740	1,979	84,836
当期変動額							
剰余金の配当							△994
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,269
持分法適用範囲の変更							△170
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△379
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,367	683	△3,803	252	△498	△367	△866
当期変動額合計	2,367	683	△3,803	252	△498	△367	857
当期末残高	3,292	228	△3,420	140	241	1,611	85,693

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は大同薬品工業(株)、(株)ダイドービバレッジ静岡、ダイドービバレッジサービス(株)、(株)ダイードリンコサービス関東、上海大徳多林克商貿有限公司、ダイドービジネスサービス(株)、(株)たらみ、(株)旬の季、DyDo DRINCO RUS,LLC、DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.、İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.、DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.、ダイードリンコ分割準備(株)及びダイドーウエストベンディング(株)の16社であります。

Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.、İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.及びDyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.については、当連結会計年度において株式を取得したため、ダイードリンコ分割準備(株)及びダイドーウエストベンディング(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

PT.Tarami Aeternit Food は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はダイドー・タケナカビバレッジ(株)、ダイドー・タケナカベンディング(株)、(株)秋田ダイドー、(株)群馬ダイドー及びMDD Beverage Sdn. Bhd.の5社であります。

上海米源飲料有限公司については、当連結会計年度において、出資持分を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

また、大江生醫股份有限公司については、当連結会計年度末において、関連会社でなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

持分法を適用していない非連結子会社（PT.Tarami Aeternit Food）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダイドービバレッジ静岡及び(株)ダイードリンコサービス関東の決算日は11月20日であります。

また、ダイドーウエストベンディング(株)の決算日は10月31日であります。

なお、上海大徳多林克商貿有限公司、(株)たらみ、(株)旬の季、DyDo DRINCO RUS,LLC、DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.、Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.、İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.及びDyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の各社の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブ 時価法

③たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品 移動平均法

製品・原材料 総平均法

ただし、一部の連結子会社については移動平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

（リース資産除く） ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備、構築物については定額法
また、一部の連結子会社及び一部の工具、器具及び備品については定額法、一部の連結子会社については、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 定額法

（リース資産除く） 商標権及び顧客関連資産は経済的耐用年数に基づいて償却しております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度対応分相当額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

また、一部の連結子会社については、数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生の連結会計年度に一括処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップにつきましては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
また為替予約取引につきましては、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
また為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間において均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、**「連結財務諸表に関する会計基準」**(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(3)、連結会計基準第44－5項(3)及び事業分離等会計基準第57－4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん156百万円及びその他流動資産188百万円が減少するとともに、利益剰余金が345百万円減少しております。また、当連結会計年度の資本剰余金379百万円、営業利益及び経常利益211百万円が減少するとともに、税金等調整前当期純利益は197百万円減少しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記いたしました。

なお、前連結会計年度の「為替差損」は0百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

62,026百万円
2. 担保提供資産

定期預金

202百万円

定期預金202百万円は長期借入金65百万円（うち一年内返済長期借入金60百万円）の担保に供しているものであります。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
旧事業所 (大阪市平野区)	遊休資産	土地	17

資産のグルーピング方法は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位ごとに減損損失の認識の判定及び測定を決定しております。

上記資産グループは、資産価値を再評価したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却見込額により評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
発行済株式				
普通株式	16,568,500	—	—	16,568,500
合 計	16,568,500	—	—	16,568,500
自己株式				
普通株式	1,660	—	—	1,660
合 計	1,660	—	—	1,660

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年4月15日 定 時 株 主 総 会	普通株式	497	30	平成28年1月20日	平成28年4月18日
平成28年8月29日 取 締 役 会	普通株式	497	30	平成28年7月20日	平成28年9月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日	配当の原資
平成29年4月14日 定 時 株 主 総 会	普通株式	497	30	平成29年1月20日	平成29年4月17日	利益剰余金

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し運用しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容並びにそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式、譲渡性預金であり、「その他有価証券」に区分しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況や債券の時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金、ファイナンス・リースに係るリース債務及び社債は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債務の営業債務及び外貨建て予定取引について、為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、長期借入金に係る支払金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替あるいは金利の変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月20日（当連結会計年度の末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. をご参照下さい。）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	48,113	48,113	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,955		
貸倒引当金（※1）	△34		
	17,920	17,920	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	24,594	24,594	—
資産計	90,628	90,628	—
(1) 支払手形及び買掛金	19,908	19,908	—
(2) 未払金	11,158	11,158	—
(3) リース債務	3,119	3,128	9
(4) 長期借入金	17,128	17,248	119
(5) 社債	15,000	15,047	47
負債計	66,315	66,492	176
デリバティブ取引（※2）	326	326	—

（※1）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元金利の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて記載しております。

(5) 社債

当社が発行した社債は市場価格があるため、決算日における市場価格に基づいております。

デリバティブ取引

為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該買掛金の時価に含めております。また、外貨建ての予定取引の為替リスクのヘッジについては、取引金融機関から提示された時価に基づき、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	198
関係会社株式	2,674
投資事業有限責任組合への出資	73

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	48,113	—	—	—
受取手形及び売掛金	17,955	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	200	800	2,345	—
2. その他	11,900	73	—	—
合計	78,168	873	2,345	—

4. リース債務、長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	1,477	893	450	143	43	111
長期借入金	6,935	4,768	3,983	1,316	125	—
社債	—	—	—	15,000	—	—

企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

- ① 被取得企業の名称 Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.
事業の内容 炭酸清涼飲料とミネラル・ウォーターの製造
- ② 被取得企業の名称 Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.
事業の内容 スパークリング・ミネラル・ウォーターの製造
- ③ 被取得企業の名称 İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.
事業の内容 フルーツ・ジュースの製造

(2) 企業結合を行った主な理由

トルコにおける事業拠点とトップクラスの飲料ブランドを獲得することで、成長が続くトルコ市場で製品競争力を高め、企業価値の最大化を図るためであります。

(3) 企業結合日

平成28年2月3日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

- | | |
|--|-----|
| ① Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 90% |
| ② Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 90% |
| ③ İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş. | 90% |

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年2月1日から平成28年12月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

① Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	取得の対価	現金及び預金	199,258千リラ
② Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	取得の対価	現金及び預金	12,143千リラ
③ İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	取得の対価	現金及び預金	147,452千リラ

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

① Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	アドバイザー費用等	243百万円
② Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	アドバイザー費用等	14百万円
③ İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	アドバイザー費用等	179百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	4,939千リラ
İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	68,365千リラ

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	12,011千リラ
---------------------------------	-----------

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が被取得企業の取得原価を上回ったことによります。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

① Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.

流動資産	65,046千リラ
固定資産	184,067千リラ
資産合計	249,114千リラ
流動負債	23,435千リラ
固定負債	9,768千リラ
負債合計	33,204千リラ

② Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.

流動資産	14,662千リラ
固定資産	16,421千リラ
資産合計	31,083千リラ
流動負債	3,246千リラ
固定負債	998千リラ
負債合計	4,244千リラ

③ İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.

流動資産	56,389千リラ
固定資産	53,045千リラ
資産合計	109,435千リラ
流動負債	16,489千リラ
固定負債	5,071千リラ
負債合計	21,560千リラ

8. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに種類別の償却期間

① Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.

商標権 30,499千リラ（償却年数15年）

② Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.

商標権 3,811千リラ（償却年数15年）

③ İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.

商標権 19,968千リラ（償却年数15年）

(共通支配下の取引等)

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 (株)ダイドービバレッジ静岡
事業の内容 清涼飲料等の販売

(2) 企業結合日

平成28年11月21日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社国内飲料事業の体制強化を図ることを目的としたものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 1,900百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

379百万円

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

5,075円31銭

2. 1株当たり当期純利益

197円34銭

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年1月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	63,897	負 債 の 部	33,972
流 動 資 産	31,665	買 掛 金	13,301
現 受 取 手 形	43	一 年 内 返 済 借 入 金	6,866
有 限 公 司 株 主 権	12,155	リ ー ス 債 務	1,386
商 貯 前 払 費 用	12,100	未 払 消 費 金	9,892
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	4,276	未 払 法 人 税 等	359
未 繰 上 税 金	71	未 払 人 員 費	252
繰 上 税 金	581	未 預 賞 与	597
そ の 他 の 引 当 金	240	そ の 他 の 引 当 金	925
固 定 資 産	2,157	固 定 負 債	385
(有 形 固 定 資 産)	489	社 長 期 未 払 借 入 金	4
建 構 機 械 及 び 装 置	120	長 期 一 ス 入 金	29,166
機 車 両 運 搬 具	△3	長 期 預 り 保 証 金	15,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	73,959	資 産 除 去 債 務	98
土 地	(22,633)	繰 上 税 金 負 債	8,853
建 物	631	負 債 合 計	1,282
構 造 物	89		2,435
機 械 及 び 装 置	0		122
車 両	0		1,373
運 搬 具	17,632		63,139
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,564	純 資 産 の 部	72,109
土 地	2,714	株 主 資 本	1,924
建 物	(1,342)	資 本 金	1,464
構 造 物	215	資 本 剰 余 金	1,464
機 械 及 び 装 置	27	資 本 準 備 金	68,724
車 両	31	利 益 剰 余 金	137
運 搬 具	47	利 益 準 備 金	68,586
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,020	そ の 他 利 益 剰 余 金	55,650
無 形 固 定 資 産	(49,983)	別 途 積 立 金	67
(無 形 固 定 資 産)	11,069	地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 貢 献 積 立 金	12,869
商 標	33,642	繰 越 利 益 剰 余 金	△2
電 話 フ ー ト ウ ェ ー	731	自 己 株 式	2,608
ソ フ ト ウ ェ ー	493	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,608
そ の 他 の 資 産	1,948	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	74,717
(投 資 そ の 他 の 資 産)	1,725	純 資 産 合 計	137,856
投 資 有 限 公 司 株 主 権	385	負 債 及 び 純 資 産 合 計	
関 係 会 社 出 資 金	△12		
関 係 会 社 前 払 保 証 金			
長 期 及 び 年 金 の 引 当 金			
そ の 他 の 引 当 金			
資 産 合 計	137,856		

損 益 計 算 書

(平成28年1月21日から
平成29年1月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			122,360
売 上 原 価			51,439
売 上 総 利 益			70,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			68,415
営 業 利 益			2,505
営 業 外 収 益			1,576
受 取 利 息 及 び 配 当 金		570	
受 取 賃 貸 料		748	
そ の 他		258	
営 業 外 費 用			465
支 払 利 息		301	
社 債 利 息		51	
そ の 他		112	
経 常 利 益			3,616
特 別 利 益			132
投 資 有 価 証 券 売 却 益		132	
特 別 損 失			1,311
減 損 損 失		17	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損		1,234	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 損		60	
税 引 前 当 期 純 利 益			2,436
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		543	1,095
法 人 税 等 調 整 額		551	
当 期 純 利 益			1,341

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年1月21日から
平成29年1月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	地域コミ ュニティ 貢献積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	83	12,505	68,376	△2	71,761
当期変動額										
地域コミュニティ 貢献積立金の積立						100	△100	－		－
地域コミュニティ 貢献積立金の取崩						△116	116	－		－
剰余金の配当							△994	△994		△994
当期純利益							1,341	1,341		1,341
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△16	364	347	－	347
当期末残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	67	12,869	68,724	△2	72,109

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	875	△433	442	72,203
当期変動額				
地域コミュニティ 貢献積立金の積立				－
地域コミュニティ 貢献積立金の取崩				－
剰余金の配当				△994
当期純利益				1,341
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,732	433	2,165	2,165
当期変動額合計	1,732	433	2,165	2,513
当期末残高	2,608	－	2,608	74,717

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品

移動平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

（リース資産除く）

ただし、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備、構築物については定額法。また一部の工具、器具及び備品については定額法。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

定額法

（リース資産除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期対応分相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップにつきましては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。また為替予約取引につきましては、繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社ではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。なお、投機目的による取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。また為替予約取引の締結時に実需への振当を行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「社債利息」は13百万円であります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） | 44,242百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 次の子会社について、銀行からの借入に対し債務保証を行っております。 | |
| Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 1,266百万円 |
| 次の子会社について、銀行取引に対し下記の保証を行っております。 | |
| Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 34百万円 |
| Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş. | 41百万円 |
| İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş. | 116百万円 |
| DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş. | 84百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,940百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,272百万円 |
| 長期金銭債務 | 156百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	9,122百万円
仕入高	4,466百万円
その他の営業取引高	12,496百万円
営業取引以外の取引高	1,452百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式	950	—	—	950
合 計	950	—	—	950

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	21百万円
減価償却限度超過額	36百万円
賞与引当金繰入限度超過額	118百万円
投資有価証券評価損	96百万円
未払金	197百万円
未払費用	42百万円
貯蔵品	111百万円
資産除去債務	37百万円
関係会社出資金評価損	375百万円
減損損失	88百万円
その他	88百万円
小計	1,213百万円
評価性引当額	△536百万円
繰延税金資産合計	676百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△524百万円
その他の有価証券評価差額金	△1,022百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債合計	△1,560百万円
繰延税金資産の純額	△883百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来32.0%から平成29年1月21日に開始する事業年度及び平成30年1月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成31年1月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,509円89銭
2. 1株当たり当期純利益	80円99銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年1月21日付で当社の完全子会社であるダイードリンコ分割準備株式会社に対して、清涼飲料の製造・販売事業を会社分割により承継し、持株会社に移行いたしました。また、この会社分割に伴い、同日付で当社はダイドグループホールディングス株式会社に、ダイードリンコ分割準備株式会社はダイードリンコ株式会社にそれぞれ商号を変更しております。

なお、この会社分割により承継した事業の資産合計及び負債合計の金額は以下のとおりであります。

資産合計	54,897百万円
負債合計	46,191百万円

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 2月24日

ダイドーグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 山 久 恵 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 東 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 幡 琢 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイドーグループホールディングス株式会社（旧会社名 ダイドードリンコ株式会社）の平成28年1月21日から平成29年1月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイドーグループホールディングス株式会社（旧会社名 ダイドードリンコ株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 2月24日

ダイドーグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 山 久 恵 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 東 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 幡 琢 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイドーグループホールディングス株式会社（旧会社名 ダイードリンク株式会社）の平成28年1月21日から平成29年1月20日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年1月21日付で完全子会社であるダイードリンク分割準備株式会社に対して、清涼飲料の製造・販売事業を会社分割により承継し、持株会社に移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月21日から平成29年1月20日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月1日

ダイドーグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 和 義 ㊞

社外監査役 吉 田 太 三 ㊞

社外監査役 松 本 博 ㊞

社外監査役 加 藤 幸 江 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識し、利益配分につきましては、持続的成長に必要な内部留保と株主還元のバランスを考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

こうした考え方に沿って、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき30円といたしたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、497,026,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年4月17日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

当社グループは、豊かで元気な社会づくりに貢献するため、地域コミュニティとの共存共栄をめざす活動を推進してまいります。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、地域コミュニティ活動への貢献に活用するため、以下のとおり1億円を、地域コミュニティ貢献積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

地域コミュニティ貢献積立金	100,000,000円
---------------	--------------

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 選任区分	〔上段〕略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
1	 たか まつ とみや や 高 松 富 也 (昭和51年6月26日生) 再任 [取締役会出席回数] 17/17回	平成16年4月 当社入社 平成20年4月 当社取締役就任 平成21年4月 当社常務取締役就任 平成22年3月 当社専務取締役就任 平成24年4月 当社取締役副社長就任 平成26年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成28年2月 ダイードドリコ分割準備株式会社※ 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ダイードドリコ株式会社代表取締役社長 平成26年4月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しています。 持株会社体制への移行を推進し、IoT自販機の展開をはじめとするビジネスモデルの抜本的改革に取り組むとともに、海外における新たな戦略拠点を確保するなど、将来の飛躍的成長に向けた事業基盤の整備に注力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者となりました。	495,000株

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 選 任 区 分	〔上段〕 略歴、当社における地位、担当 及び 重 要 な 兼 職 の 状 況 〔下段〕 選 任 理 由	所有する当社 の 株 式 数
2	 たか まつ とみ ひろ 高 松 富 博 (昭和23年1月16日生) 再 任 〔取締役会出席回数〕 17/17回	昭和46年3月 大同薬品工業株式会社入社 昭和50年1月 当社設立、常務取締役就任 昭和59年5月 当社専務取締役就任 平成2年6月 当社取締役副社長就任 平成4年4月 当社代表取締役副社長就任 平成6年4月 当社代表取締役社長就任 平成26年4月 当社取締役会長就任(現任) (重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人日本の祭りネットワーク理事長 当社の前社長として20年間にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。現在は取締役会長として、グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。また、当社の社会貢献活動を長年にわたり推進し、地域社会の活性化に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者となりました。	495,000株

候補者番号	氏名 (生年月日) 選任区分	〔上段〕 略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 〔下段〕 社外取締役候補者とした理由 及び社外取締役としての職務を 適切に遂行できると判断した理由	所有する当社の株式数
3	 もり しんじ 森 真 二 (昭和21年5月22日生) 再任 独立 社外 〔取締役会出席回数〕 17/17回	昭和47年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和49年4月 横浜地方裁判所裁判官任官 昭和61年4月 京都地方裁判所判事任官 平成元年4月 大阪弁護士会登録 平成13年4月 当社監査役就任 平成26年4月 当社取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社大阪ソーダ社外監査役 大阪信用保証協会監事 弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまで当社社外監査役として13年間、社外取締役として3年間の職務経験をもとに、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただいております。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は過去に当社及び他社の社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	100株

候補者番号	氏名 (生年月日) 選任区	〔上段〕 略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 〔下段〕 社外取締役候補者とした理由 及び社外取締役としての職務を 適切に遂行できると判断した理由	所有する当社の株式数
4	 いの うえ まさ たか 井 上 正 隆 (昭和29年10月12日生) 再任 独立 社外 〔取締役会出席回数〕 13/13回	昭和53年 4 月 株式会社中埜酢店入社 平成17年 7 月 株式会社ミツカングループ本社取締役就任 平成19年 5 月 同社常務取締役就任 平成21年10月 同社常勤監査役就任 平成23年 3 月 同社経営監査室担当部長 平成26年 3 月 株式会社Mizkan Holdings経営企画本部 担当部長 平成28年 3 月 同社退社 平成28年 4 月 当社取締役就任（現任） 食品業界における豊富な知識と経験を有しており、海外でのM&Aによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営の課題である海外における事業展開の加速や事業領域の拡大に対して、独立した立場から助言・提言をいただいております。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者となりました。	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日 選任区分)	〔上段〕略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当 社の株式数
5	 との かつ なお き 殿 勝 直 樹 (昭和38年11月4日生) 新任 〔取締役会出席回数〕 －/－回	昭和61年3月 当社入社 平成23年1月 当社財務企画部長 平成25年3月 当社執行役員管理本部長 平成26年1月 当社執行役員財務本部長 平成29年1月 当社執行役員財務部長（現任） ダイドードリンコ株式会社取締役執行役員 財務本部長（現任） 入社以来、長きにわたり財務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。中期経営計画達成に向けた資金調達などに中心的な役割を果たし、現在も、執行役員財務部長としてグループ全体の財務基盤を盤石な体制に構築するなど、健全な会社運営に尽力しています。これらの実績を踏まえて、取締役候補者となりました。	3,100株

候補者番号	氏名 (生年月日) 選任区分	〔上段〕略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
6	 にし やま なお ゆき 西 山 直 行 (昭和40年7月30日生) 新任 〔取締役会出席回数〕 ー/ー回	昭和63年3月 当社入社 平成26年1月 当社経営戦略部長 平成26年2月 当社経営戦略部長兼海外事業部長 平成27年3月 当社執行役員経営戦略部長兼海外事業部長 平成28年1月 当社執行役員経営戦略部長兼戦略投資部長 平成29年1月 当社執行役員経営戦略部長（現任） 経営戦略、戦略投資、海外事業などの経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、執行役員経営戦略部長としてグループ会社を牽引し、新たな事業展開や収益改善への取り組みを推進しています。これらの実績を踏まえて、取締役候補者となりました。	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森 真二氏及び井上正隆氏は、社外取締役候補者であります。
森 真二氏及び井上正隆氏は現在社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって森 真二氏が3年、井上正隆氏が1年となります。
3. 当社は、高松富博氏、森 真二氏及び井上正隆氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
高松富博氏、森 真二氏及び井上正隆氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、森 真二氏及び井上正隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. ※の現商号はダイドードリンコ株式会社であります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初平成20年1月15日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成26年4月16日開催の当社第39回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、本株主総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引続き検討してまいりました。

その結果、別紙2の当社における「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるための施策のひとつとして、大規模買付行為への対応策を引続き定めておくことが必要不可欠であるとの結論に至り、平成29年3月6日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により決定しております。当社が本プランを継続する理由は以下の【本プランを継続する理由】に記載のとおりです。つきましては株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランへの継続につきましては、当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。なお、平成29年1月20日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。

本プランにおける現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ② 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③ その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

【本プランを継続する理由】

当社は、大規模買付者の行う大規模買付に応じるか否かは、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、必ずしもこれを一概に否定するものではありません。

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するための情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。現在は金融商品取引法により、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができないなど、必ずしも有効に機能しない場合も考えられます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、十分な時間の確保は、企業価値向上に関する大規模買付者との建設的な対話を行ううえでも有効なものになると考えております。

当社グループのコアビジネスである国内飲料事業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いており、中長期的な企業価値向上のためには、時代の変化に対応した収益構造へと変革していくことが求められる状況となっております。

今後さらに加速することが予想される業界環境の変化に迅速に対応し、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、中長期的視点による迅速・果断な意思決定をもって、大胆な企業施策を行っていくことも必要と考えておりますが、当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式の買付が行われた場合、当社の経営に大きな影響を与え、上記の施策を遂行できなくなるおそれがあります。また、定足数や議決権行使比率等を考慮すると株主総会の特別決議に関しても大きな影響を与え得るものとなります。

平成29年1月20日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社の発行済株式総数の約33%は、当社の代表取締役社長である高松富也、取締役会長である高松富博及びその直接の支配が及ぶ資産管理会社によって保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっております。なお、当社社長・会長を除く創業家関係者は、現在、当社の経営に一切関与しておらず、議決権行使は個々の判断で行われていることから、その立場は一般の株主と何ら変わらないものとなっております。創業家関係者が保有する当社株式は、各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後さらに分散化が進んでいくと考えられます。このようなことから、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性は常に存在しており、例えば、以下のような事態も懸念されます。

- ① 当社グループのコアビジネスである国内飲料事業は、業界有数の約28万台の自販機網を全国広範囲にわたり保有しておりますが、近年、飲料業界のM&A案件において、自販機ビジネスの事業価値が極めて高く評価された事例もあり、大規模買付者によっては、当社の保有する自販機台数の規模のみに着目し、中長期的な企業価値の向上を目的としない敵対的買収の危機にさらされる可能性があります。

- ② 一方、当社グループ独自の自販機ビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っており、特に全国に約28万台を保有する自販機オペレーションは当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）の従業員が直接行う体制としており、人材に大きく依存しております。大規模買付者の方針によっては、経営方針の変化に対して不安感や警戒感を抱き、反発・離反などにより自販機オペレーションの品質が低下し、結果として、販売効率の高い自販機ロケーションを大きく喪失することによる自販機ビジネスのキャッシュ・フロー創出力の低下、ひいては当社グループの中長期的な企業価値の低下を招くおそれがあります。

以上のとおり、大規模買付ルールを引続き設定しておくことは、今後さらに加速することが予想される業界環境の変化に迅速に対応し、持続的成長と中長期的企業価値向上を実現するために必要不可欠なものであり、当社グループ独自の自販機ビジネスモデルの特性に鑑み、本プランへの継続により、不測の事態に常に備えておくことが取締役会の責務であると判断したものであります。

I. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プラン継続の目的

本プランは、事業報告の「6. 会社の体制及び方針（3）会社の支配に関する基本方針」で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

本プランは、大規模買付行為について、①実行前に大規模買付者に対して、必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社が当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様への当社経営陣の計画や代替案等の提示並びに必要に応じて大規模買付者との交渉を行うことにより、株主の皆様に必要なかつ十分な情報及び時間を提供し、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

平成29年1月20日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社の発行済株式総数の約33%は、当社の代表取締役社長である高松富也、取締役会長である高松富博及びその直接の支配が及ぶ資産管理会社によって保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっております。なお、当社社長・会長を除く創業家関係者は、現在、当社の経営に一切関与しておらず、議決権行使は個々の判断で行われていることから、その立場は一般の株主と何ら変わらないものとなっております。創業家関係者が保有する当社株式は、各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後さらに分散化が進んでいくと考えられることから、必ずしも将来の安定性までも保証するものではありません。また、当社独自のビジネスモデルである自販機を中心とした安定的なマーケットやその経営ノウハウ等は、将来

的にも、潜在的な買収リスクにさらされることは十分考えられます。これらの事情を鑑みますと、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、事業報告の「6. 会社の体制及び方針（3）会社の支配に関する基本方針」で述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

なお、上記のように、当社は、現段階において、安定化と考えられる株主比率が高いと考えられることから、本プランにおいては、取締役会の判断の恣意性を排除するために独立委員会を設置しておりますが、対抗措置発動の決議を株主総会で行う場合には、独立委員会の発動の勧告があった場合に限ることとし、安定株主を背景とした取締役会の恣意的な対抗措置の運用にも配慮したスキームとしております。

本プランのフロー概要につきましては、別紙3をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下、「準共同保有者」といいます。）または、

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とをあわせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断し対抗措置をとるか否か、あるいは対抗措置の発動について株主総会を開催するか否か、一旦発動した対抗措置の停止等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性及び合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会（独立委員会の概要については、別紙4をご参照ください。）に対して諮問することとします。また、当社取締役会の諮問に対して独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為について慎重に評価・検討を行い、その判断理由、根拠を明らかにしたうえで、当社取締役会に対して勧告するものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者）を対象として3名以上を選任します（継続後の独立委員会委員候補につきましては、別紙5をご参照ください。）。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役あてに、大規模買付ルールを遵守する旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等について日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。当社が、大規模買付者から意向表明書を受理した場合には、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを記載した書面を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、本必要情報のリストの記載にしたがい、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、資本構成、財務内容、経歴または沿革、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等及び関連する取引の実現可能性を含みます。）

- ③ 大規模買付行為における当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社の経営に参画した後に想定している当社及び当社グループ会社の経営者候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 大規模買付行為完了後に予定する当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員その他の当社にかかる利害関係者と当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容
- ⑥ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長申請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

なお、当初提供していただいた本必要情報について当社取締役会が精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合には、適宜合理的な回答期限を設けたうえで（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

また、当社取締役会が、本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が無い場合において、大規模買付者から情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が揃わなくても大規模買付者との情報提供にかかる交渉等を終了し、その旨を公表するとともに後記(3)の当社取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑥のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると当社取締役会が判断したときは、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、必要かつ相当な範囲で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

- ① 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為である場合
- (i) 当社株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーン・メーラーである場合）
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

- (iii) 当社または当社グループ会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ② 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいう）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合
 - ③ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
 - ④ 大規模買付者による支配権獲得により、当社の持続的な企業価値増大のため不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を損なうなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合
 - ⑤ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適当であるため、当社または当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社または当社グループ会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
 - ⑥ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
- 大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、独立委員会による対抗措置発動の勧告を経て、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。
- (3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催
- 当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙６に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置を発動すべきとの勧告を行い、かつその必要性・相当性について株主の意思を確認することが適切と判断し、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会において対抗措置を発動することを否決する決議がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権無償割当の中止、また、新株予約権無償割当後においては行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたいがい、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会で承認されることを条件として同日より発効することとし、その有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成32年4月開催予定の定時株主総会）の終結の時までとします。

ただし、本プランの有効期間中であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本プランは廃止されるものとします。当社は、本プランが廃止された場合には、当該廃止の事実について適時・適切に公表いたします。

また、本プランの有効期間中であっても、関係法令及び金融商品取引所規則等の新設または改廃等により、本プランに定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は当該新設または改廃等の趣旨を考慮のうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを合理的に読み替え、運用いたします。

Ⅱ. 補足説明

1. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の無償割当等を行うものではありませんので、継続時点において株主の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはございません。本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、当社の情報開示及び大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時・適切に開示します。

2. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間や情報、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において、本プラン継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきます。また、本プランの有効期間中であっても、当社の株主総会において、または取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおいては、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断する場合には、その判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保し、かつ当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

なお、当社においては取締役の任期を1年としており、期差任期制ではございませんので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。また、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

平成29年 1 月20日現在の大株主の状況

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ハイウッド株式会社	2,470	14.91
有限会社サントミ	2,011	12.14
タイタコーポレーション株式会社	738	4.45
高松 富博	495	2.98
高松 富也	495	2.98
高松 章	494	2.98
高松 多聞	480	2.90
有限会社高松	461	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	442	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	303	1.83
計	8,392	50.65

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式（950株）を控除して計算しております。
2. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の効率性と透明性を高め、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

グループ理念



人と、社会と、共に喜び、共に栄える。

その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。

グループビジョン

DyDoはお客様と共に。

高い品質にいつもサプライズを添えて、
「オンリーDyDo」のおいしさと健康をお客様にお届けします。

DyDoは社会と共に。

グループ全体で生み出す製品・企業活動「オールDyDo」が、
豊かで元気な社会づくりに貢献します。

DyDoは次代と共に。

国境も既存の枠組みも越えて、
次代に向けて「DyDoスタンダード」を創造します。

DyDoは人と共に。

飽くなき「DyDoチャレンジ」で、
DyDoグループに関わるすべての人の幸せを実現します。

当社グループのコア事業である国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様のご日常生活に密着した製品を取り扱っており、部門売上高の約85%は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、全国に約28万台を保有する自動販売機は当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために、「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを継続的に改善していくことが、株主共同の利益に資するものと考えております。

2. コーポレートガバナンス・コードの基本原則への対応方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念に基づき、多様なステークホルダーとの協働を確保することに努めております。重要なステークホルダーである株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行行使することができる環境の整備を順次すすめてまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、お客様、従業員、取引先、地域社会といった、当社を巡るすべてのステークホルダーの皆様によるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、皆様の声を経営に生かし、適切な協働に努めてまいります。

また当社取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップの発揮に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、透明性、公平性、継続性を基本に、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を迅速かつ適切に行うとともに、当社への理解を深めていただくために有効と思われるその他の情報についても、可能な範囲で、積極的かつ公平な情報開示に努めてまいります。

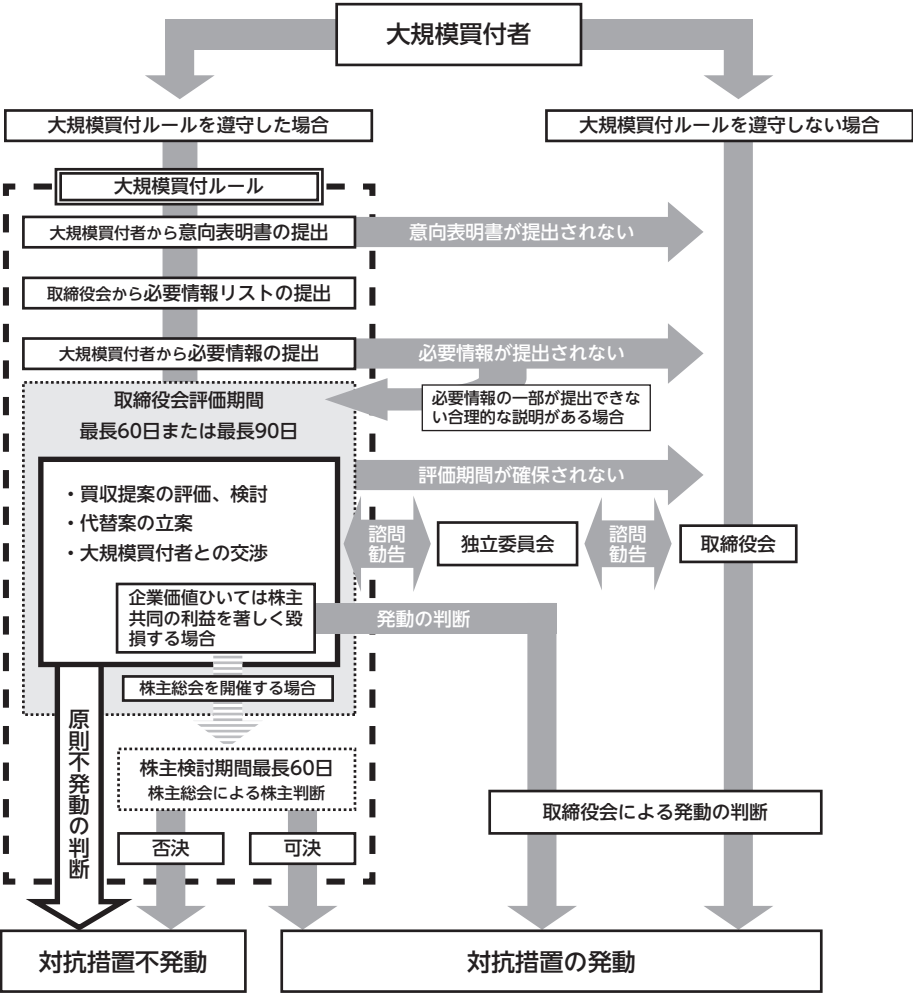
(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、(1)企業戦略等の大きな方向性を示すこと(2)経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと(3)独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすよう努めてまいります。

(5) 株主との対話

当社グループは、株主の皆様との建設的な対話を促進し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する積極的なIR活動に努めます。これにより当社グループへの理解を深めていただくとともに、皆様の声を経営へフィードバックすることで企業価値の適正な評価を得られるよう、信頼される企業をめざします。

本プランの概要



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

独立委員会の概要

1. 設置・解散権者

独立委員会は、取締役会決議により設置ないし解散する。

2. 構成員

独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者）の中から、取締役会の決議により選任する。

3. 招集権者

独立委員会の各委員及び取締役会は、必要に応じて独立委員会を招集することができる。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。

5. 勧告

独立委員会は、取締役会の諮問に対して、その判断理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした勧告にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

6. 委員会の権限及び義務

- (1) 独立委員会は、適切な判断を行うために、取締役会に必要な説明や資料の提出を求めることができる。
- (2) 独立委員会は、大規模買付者が提供した情報に不足があるとき、または提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接あるいは取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求めることができる。
- (3) 独立委員会は、当社の費用負担により、必要に応じて投資銀行、証券会社、弁護士その他の外部専門家に対し助言等を求めることができる。

7. 取締役会の尊重義務

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

独立委員会委員候補の略歴

森 真二

略歴

昭和47年 4 月 最高裁判所司法研修所入所

昭和49年 4 月 横浜地方裁判所裁判官任官

昭和61年 4 月 京都地方裁判所判事任官

平成 元年 4 月 大阪弁護士会登録

平成13年 4 月 当社社外監査役就任

平成26年 4 月 当社社外取締役就任

現在に至る

吉田 太三

略歴

昭和54年 1 月 税理士登録

昭和54年 2 月 吉田税理士事務所開業

平成11年 4 月 当社社外監査役就任

現在に至る

加藤 幸江

略歴

昭和44年 4 月 最高裁判所司法研修所入所

昭和46年 4 月 東京地方検察庁検事任官

昭和49年 5 月 大阪弁護士会登録

平成26年 4 月 当社社外監査役就任

現在に至る

(注) 1. 上記各独立委員候補と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役森真二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

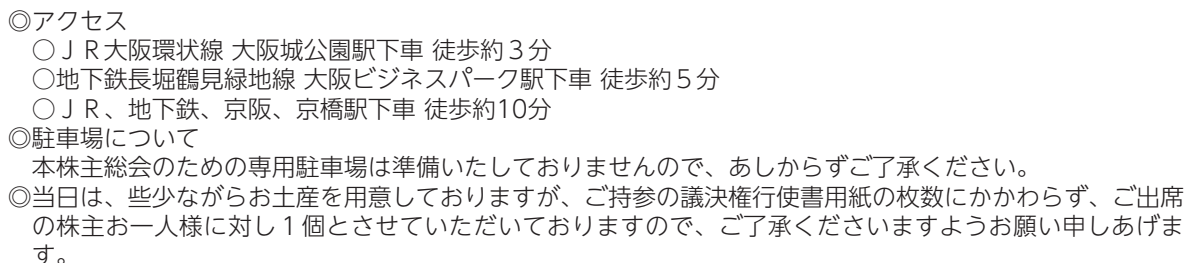
6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

大阪市中央区城見一丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2階 鳳凰の間
TEL: 06-6941-1111 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。